

只木ゼミ春合宿第3問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 2 頁 23 行目において「行為当時に行為者が認識した特別の事情も判断の基礎とするのが妥当」とあるが、個別具体的事情に着目しており、構成要件の定型性を無視することにならないか。
2. 甲の罪責 1(2)において、甲の上記行為はたしかに、A の頭部を洗面器の底や皮バンドで殴打しているものの人の死亡結果を発生させるものとは通常考えられないと
- 10 あるが、A は内因性高血圧性橋脳出血により死亡したとあるのにもかかわらず、なぜ、死亡結果を発生させないと考えられるのか。

以上